

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大阪府（知事部局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.9% ※ 1
全職員	82.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	104.5%
本庁課長相当職	99.4%
本庁課長補佐相当職	103.6%
本庁係長相当職	98.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.1% ※ 2
31～35年	97.8%
26～30年	95.4%
21～25年	96.1%
16～20年	88.7% ※ 3
11～15年	87.0% ※ 3
6～10年	89.7% ※ 3
1～5年	98.8%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

※ 1 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」 82.9%の内訳

職員区分		男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
内 訳	会計年度任用職員（パートタイム）	89.7%
	会計年度任用職員以外（以下「再任用職員等」という） 【再任用職員・任期付職員・臨時的任用職員】	93.2%

再任用職員等の給与額は、男女ともに会計年度任用職員の給与額の約 1.5 倍である。

また、会計年度任用職員の男性の人数は、再任用職員等の男性の約 2.6 倍であるのに対して、会計年度任用職員の女性の人数は、再任用職員等の女性の人数の約 12.6 倍である。

このため、任期の定めのない常勤職員以外の職員全体の男女の給与の差異は、人数が多く給与額が低い女性の会計年度任用職員の影響を大きく受け、内訳別と比べその差異が広がっている。

※ 2

勤続年数「36 年以上」の区分においては、本庁課長補佐相当職以上の職に就いている女性職員は 1 割、男性職員は 5 割程度であることから、職階に伴う給与水準の差が影響し、勤続年数「31～35 年」の区分よりも差異が拡大している。

※ 3

勤続年数「16～20 年」、「11～15 年」及び「6～10 年」の区分においては、給与が減額される育児部分休業等を取得している女性職員の割合が男性職員よりも高いことが、他の区分よりも給与の差異が広がる要因となっている。